

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る賃借人の解除権)

第1条 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）は、**賃貸人**がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) **賃貸人**が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) **賃貸人**又は**賃貸人**の役員若しくは**賃貸人**の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、**賃貸人**又は**賃貸人**の役員若しくは**賃貸人**の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 **賃貸人**がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、**賃借人**が契約を解除するか否かにかかわらず、**賃貸人**は、**契約金額**に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、**契約金額**の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など**賃借人**に金銭的損害が生じない行為として、**賃貸人**がこれを証明し、そのことを**賃借人**が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、**賃貸人**又は**賃貸人**の役員若しくは**賃貸人**の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、**賃貸人**又は**賃貸人**の役員若しくは**賃貸人**の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、**賃貸人**が共同企業体であり、既に解散しているときは、**賃借人**は、**賃貸人**の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、**賃貸人**の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、**賃借人**に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、**賃借人**は、**賃貸人**に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。